政令第二百六十四号

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百八十六　農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百五十条の三第一項」を「第十八条及び附則第三条第一項」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第三条　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「農業共済組合」の下に「、農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。以下同じ。）」を加える。

第十三条第一号チ中「農業共済組合」の下に「、農業共済組合連合会」を加え、同条第二号中「をえさ」を「を餌」に、「使用したえさ」を「使用した餌」に改め、同号ロ中「えさ」を「餌」に改め、同号ハ中「えさは」を「餌は」に改め、同号ハただし書中「毒えさ」を「毒餌」に、「えさを」を「餌を」に改め、同号ニ中「えさ」を「餌」に改め、同号ホ中「えさ」を「餌」に、「仕掛け終つた」を「仕掛け終わつた」に改め、同条第三号ヘ中「仕掛け終つた」を「仕掛け終わつた」に改める。

第十八条各号列記以外の部分中「なし」を「梨」に、「なたね、桑、しちとうい」を「菜種、桑、七島い」に改め、同条第一号ヘ中「又は農業共済組合」を「、農業共済組合又は農業共済組合連合会」に改め、同条第四号中「なたね」を「菜種」に、「しちとうい」を「七島い」に改め、同条第五号中「なし」を「梨」に改め、同条第八号中「なたね」を「菜種」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十九条の二十六中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十八　農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百九　農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）

（組合等登記令の一部改正）

第七条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表認可金融商品取引業協会の項の次に次のように加える。

農業共済組合 農業共済組合連合会	農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）	区域 公告の方法

（所得税法施行令の一部改正）

第八条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十四条第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十三条第一項第七号（任意共済）又は第百三十二条の二第一項（農業共済組合連合会の行う任意共済事業」を「第九十七条第一項第六号（共済事業の種類）又は第百六十三条第二項（共済金を交付する事業」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第九条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項第一号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「（第八十五条の十二を除く。）」を削る。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条　財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第十四条」を「第十九条」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第十一条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四号中「農業共済組合連合会」の下に「（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会を除く。）」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十三条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百四十二条の九第三項」を「第百十四条第二項、第百八十八条第三項及び第二百十五条第三項」に改め、同条第二項中「他の法律」を「の法律」に改める。

第十条第一項第一号中「第百二十四条第一項第五号」を「第百二十四条第一項第二号、第五号」に改め、同条第二項中「他の法律」を「の法律」に改める。